別表(第3条関係)

1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 判定基準

認定区分	ランク	判定基準
非該当	J 1	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており交通
		機関等を利用して独力で外出する。
	J 2	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており隣近
		所へなら独力で外出する。
障害者に	A 1	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しな
準ずる者		い。介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活
		する。
	A 2	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しな
		い。外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をして
		いる。
特別障害	В 1	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が
者に準ず		主体であるが、座位を保つ。車いすに移乗し、食事、排泄はべ
る者		ッドから離れて行う。
	В 2	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が
		主体であるが、座位を保つ。介助により車いすに移乗する。
	C 1	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要
		する。自力で寝返りをうつ。
	C 2	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要
		する。自力では寝返りもうたない。

2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

認定区分	ランク	判定基準
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほ
		ぼ自立している。
障害者に	П	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ
準ずる者		が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	Πа	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	Пb	家庭内で上記Ⅱの状態が見られる。
特別障害	Ш	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ
者に準ず		が見られ、介護を必要とする。
る者	Ша	日中を中心とした上記Ⅲの状態が見られる。
	Шb	夜間を中心とした上記Ⅲの状態が見られる。
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ
		が頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、
		専門医療を必要とする。